

平成 29 年 7 月 26 日

文化庁長官官房著作権課
著作物流通推進室 企画調査係 御中

著作権等管理事業法施行規則の一部を改正する省令案への意見(3)

- ①氏名:ネットワーク音楽著作権連絡協議会
- ②性別:該当なし
- ③職業:該当なし
- ④住所:東京都千代田区三崎町 2-16-9 イトービル 4F
- ⑤電話番号:03-5226-8550
- ⑥意見:

一般管理事業者の使用料規程に係る利用者代表との協議及び裁定の要否について

平成 28 年 12 月付け「著作権等の集中管理の在り方に関する調査研究報告書」は、一般管理事業者の使用料規程に係る利用者代表との協議及び裁定の要否については、委員会においては、以下のような 3 通りの「対応案とそれぞれの対応案のメリットデメリットが示され、諸外国における使用料の決定プロセスの実態や運用について調査を行うなどして、更なる検討を進めるべき、との意見が示され」と総括している(同報告書 42 頁)。

- (1)意見聴取の努力義務の履行状況について文化庁が利用者側に確認する
- (2)一般管理事業者に対しても協議応諾義務を課すが、裁定の申請までは認めない
- (3)一般管理事業者に対しても協議応諾義務を課し、かつ裁定の申請も認める

委員会でこのような意見が示された以上、諸外国に関する調査は速やかに実施されるべきであることは当然であるが、かかる調査を受けた著作権等管理事業法の見直しも調査終了後速やかに行われるべきであり、くれぐれも 5 年後の定期見直しの時期まで先延ばしにすることがないようにお願いしたい。

以上